

## 令和6年度ウクライナ避難民地域共創事業 募集要項

(公財)兵庫県国際交流協会では、兵庫県内在住の親族・知人等を頼りウクライナから本県に一時避難した避難民と地域住民の協力による、相互理解と交流の場の創出を支援することで、避難民の地域定着と自立を促進する事業に対し、助成金を交付します。令和6年度については以下のとおり募集します。

### 1 対象となる団体

兵庫県内でウクライナ避難民支援に取り組む非営利団体・グループ

### 2 対象となる事業の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

### 3 対象となる事業

ウクライナ避難民との協力の下、実施する次の事業

- ① 避難民と地域住民の相互理解と交流を促進する事業
- ② 避難民による地域社会への参画を促進する事業
- ③ その他事業の目的に合致し、理事長が必要と認める事業

#### 【対象とならない事業】

- ① 広く一般に公開しないもの
- ② 兵庫県又は兵庫県と密接な関係を有する団体が実施、助成又は補助する事業
- ③ 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- ④ 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- ⑤ 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- ⑥ 金品の譲渡、贈与、寄付等を目的とする事業
- ⑦ 物品・教材の広報・販売・勧誘につながる事業
- ⑧ 実施期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日以外に実施・準備等を行う事業
- ⑨ 公序良俗に反するなど事業としてふさわしくないと理事長が判断するもの

### 4 助成金の額

助成金の金額は、事業助成対象経費（別表）の合計額で、一事業につき、40万円を上限に、助成対象経費全額を助成する。

### 5 助成対象経費

区分	経費の種類
謝金	外部者（講師・通訳）等への謝金

旅 費	交通費、通行料、宿泊費
需用費	印刷製本費、コピー代、消耗品費、食材料購入費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場設営費等
委託費	調査・研究等の委託料 ただし、活動の大半を占める委託は除く
使用料	会場使用料、活動に必要とされる機器・機材・車両の借上料等
食糧費	当該事業において供する飲食に要する経費(打ち上げ等にかかるものは除く)
その他の経費	その他理事長が適当と認める経費

### 【助成対象経費とならないもの】

- ① 団体の運営維持のために要する経費、団体の構成員・活動スタッフ等に係る人件費・旅費、備品購入費等の団体の資産形成に係る費用
- ② 海外への渡航旅費、海外からの招聘旅費、海外での交通費・通行料・宿泊費
- ③ 金品の寄付・贈与、記念品・贈答品等の購入費用
- ④ 領収書がない等、使途が不明な経費
- ⑤ その他、理事長が助成対象として不相当と判断する経費

## 6 助成手続き

- ① 助成金申請（様式1、様式2）
- ② 審査、交付決定（様式3）
- ③ 事業実施
- ④ 実績報告（様式7、様式8）
- ⑤ 助成金額確定（様式9）
- ⑥ 助成金請求（様式10）
- ⑦ 助成金支払い

### 【助成金申請について】

申請期限：令和6年5月31日（金）必着

提出書類：様式1、様式2

添付書類：

- ① 提出書類チェックリスト
- ② 団体の規約、会則、役員名簿
- ③ 申請事業の分かる資料（企画書、見積書）
- ④ 過去2年間の活動、財務状況を証する資料  
（活動報告書、財務諸表、総会資料、パンフレット等）